

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第11号中「遠隔型自動運転システムの実証実験」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験」に改める。

別表第1中	「	法第108条の2第1項（第1号及び第15号を除く。）及び第2項	を	「	法第108条の2第1項（第1号、第15号及び第16号を除く。）及び第2項	」
	」	法第108条の2第1項第1号及び第15号		」	法第108条の2第1項第1号、第15号及び第16号	

に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。